

河川巡視

○事業の目的

我が国では近年、集中豪雨が増加しており、激甚な水害が相次いで発生しています。堤防の決壊等がもたらす洪水被害を軽減させ、県民の安全で安心できる暮らしを実現するためには、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状態等に応じた適切な維持管理を行う必要がある。このため、本県では、河川が常時良好な状態に保たれるよう、河川管理施設等の状況を把握し、河川管理施設等を維持するために必要な情報及び資料の収集、巡視点検を円滑に実施するための基礎資料を作成することを目的とした河川巡視を実施する。

○事業の概要（高田土木事務所）

- ・高田土木事務所では、平成29年3月時点で、河川数46河川（大和川水系、一級河川）および河川延長（兩岸）約360kmを管理しており、これらすべての河川巡視を、年1回（重要河川【※】については年2回）実施しています。

【※】重要河川とは、水防法16条に基づき奈良県知事が定める、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川及びその指定区域（奈良県水防計画より）



変状箇所の確認状況

